

負を有する浜松合同労働組合の成立を見るに至った。

かくて評議會と浜松を十四工場約四千の労働者を網羅する東海上に於ける一大組織の完成を計るべくその基礎確立の目的の下に第一着午として本社に於ける労働条件改善要求を貫徹せよとせしもの、如く思はれた。

さきよりや、四月二十日、職工後藤兼太郎、松下社代司、近田憲三、浜松合同労働組合長島津寿平、評議會員中村猛人の五名は突如會社に左記の如き歎服書を提出したるが會社は該歎服書には職工代表の四名名のみならず、同答を二十五日午前九時と限定するは歎服書として名実伴はず感迫的の觀あり、又組合代表者には何等關係なしと考慮を促したるは、職工側は翌二十二日組合代表の文字を削除し前記職工代表三名署名の上提出した。

若茲會社は全職工を三回に分集し、今回の問題は會社討從業員の相對的関係に於て旧來の情宜より解決したるに、労働組合の力を藉りて事を争はんとするが如きは是を行爲自体に於て考慮せざる可からざるのみならず殊に評議會は尤傾團體として社會に注目せらるゝに非ずや」と反省を求め翌三十一日

三日に廿百廿職工代表を招致し田滿協調を説きたれども職工側の意思堅く歎服書記載の要求に基き三十一日

日午前九時迄の巨勢谷を迫りたるも會社は此三者介入の非を説きて依然として前記を懸り遂に廿五日ありした。

會社の決意は強硬と見られたる職工側は逆議の結果二十六日朝、組合と連絡したるとし前記歎服事項の即答を求めたれば會社側は午後四時回答を約し一時會見を中止したるに正午過ぎに或工約千名百名は事務前に集り、喧嘩を起り、感嘆裡に代表者を送り即答を強要したれば會社は本要求が労働者の自発的の意思ならざればとあれ、少数の評議會留同者が不法の力を恃りて何人下等地に波瀾を起さんとするか如きは最早、應答の餘地なしと被拒したるを以て職工側は更に會社の態度を難し豫め備へたる白旗を掲げ、評議會幹部松兼兼清總指揮の下に鶴江斯ライオン鼓に引揚り一着四罷業を決議した。

歎 頌 書

第一條 衛生設備完成御實施相成度候

(イ) 便所のふい所に便所を作る事